

当社とアリマンタシオン・クシュタール社との協議の経緯

セブン&アイ・ホールディングス（以下、「当社」）は、2024年7月25日にアリマンタシオン・クシュタール社（以下、「ACT」）から普通株式1株あたり\$14.86という価格で、拘束力のない買収提案を予告なく受領しましたが、本提案には米国独占禁止法上の課題への言及はありませんでした。それ以来、当社はACTとの間で、実現可能な取引の可能性を探るべく、継続的かつ建設的に対応してきました。しかしACTは、2025年2月に至るまで、重要かつ現実に存在する規制上のハードルについて、建設的に対応することを繰り返し拒否してきた経緯があります。



セブン&アイの誠意ある対応



ACTの、米国独禁法上の課題に対処することへの抵抗及び対応の遅れ

2024年8月8日

- 直ちに特別委員会を組成し、提案内容を精査
- 特別委員会の組成は日本の法律上は求められていないものの、ガバナンス上のベストプラクティスに沿った措置として組成を実施**

2024年9月6日

- 特別委員会は計5回の会議を開催し、提案を入念に精査。その結果取締役会は以下の意見を発表：
 - 本提案は当社を大幅に過小評価するものである
 - 本提案において、米国における規制上のハードルが十分認識されていない
 - 本提案は、当社が日本の日常生活において果たしている重要な役割について触れていない
- 取締役会は、さらなる提案の検討に前向きな姿勢を表明**

2024年10月4日

- 特別委員会はACTからの9月19日付の第2次提案について、2回にわたる会議で入念に精査
- ACTに対し、米国独禁法上の課題に対していかなる対応が可能かについて協議することを申し入れ**
- ACTが主要な競合先であることに鑑み、買収のための情報開示の前に米国独禁法上の課題に関する対応方法の協議実施を要請

2024年10月16日

- 協議を進めるべく、秘密保持契約（“NDA”）及び共同弁護契約（“JDA”）のドラフト版を当社からACTに提示**
 - NDA案には、友好的な買収案件の検討の際には通常規定される保護条項（スタンドスティール条項等）を記載。当該保護条項は、両社が競合関係にあり、最終合意に向けた道筋について意見が一致していなかったことに鑑みても友好的な買収案件を行う上で重要
 - JDAは、米国独禁法上の課題や店舗売却等の対応策に関する具体的な情報交換を両社間で可能にするための条項を規定

2024年10月21日

- ACTが難色を示したこともあり、NDAに関する協議は本プロセスを遅らせると判断
- 取引の可能性の検討を早期に開始するため、JDAだけで米国独禁法上の問題に関する協議を開始することを提案**

2024年11月30日

- 法的事項に関する協議の場で、当社は、規制当局からの承認に向けた3つの道筋を提案：**
 - ACTによる、ACTの米国事業の一括売却（Clean sweep）
 - ACTが売却対象店舗の買主と売却契約を締結することを、当社が両社統合の最終契約に合意する条件にし、両契約を同時に締結する
 - ACTと当社は、両社統合の最終契約の締結に先だて、あらかじめ、売却対象となる店舗の特定及び買主候補の選定を通じ、売却プロセスの実現可能性を検討すべく協力する
- ACTに対し、上記提案に対する回答及び具体的な米国独禁法対応策の提案を求める**

2025年1月11日

- 取引条件及び取引後の運営方針についてACTと協議
- ACTに対し、円建ての価格の提示と、資金調達の実現性についての確認を求める**
- 当社は、米国独禁法上の解決策を追求すべく協議を継続**

2025年2月5日

- 当社は、潜在的な取引についての協議に引き続き応じる意向**
- ACTに対し、リスクを軽減するために、米国独禁法上の問題解消措置を定める契約の内容となる売却パッケージ及びプロセスについて協議する必要があると伝える
- 再度、友好的な買収の協議にあたって通常盛り込まれる保護条項が規定されたNDAを締結し、売却計画を共同で策定することを提案**

2025年2月18日

- ACTのNDA拒否の意向を受け、協議をできるだけ進めるためにNDAの締結を一旦棚上げし、JDAのみで情報交換を行うというACT提案に同意し、必要な情報を交換
- 潜在的な売却パッケージを策定し、買主候補にアプローチする意向を継続**

2025年3月10日

- ACTが今になってようやく、米国独禁法上の対応策の実現可能性を確認すべく、当社と共同で売却対象店舗及び買主候補を特定し、売却プロセスの実現可能性を共同で検討することに合意したと発表

2024年9月19日

- 1株当たり\$18.19の拘束力のない買収提案（修正版）を送付
- 当初提案から2ヶ月近く経過してようやく、ACTが初めて米国独禁法上の課題への対応の必要性について言及し、両社の弁護士間の協議を提案**

2024年10月18日

- 「友好的」な取引を求めている、との主張にもかかわらずACTは、友好的な取引であれば通常含まれかつ必須となる多くの保護条項（例：スタンドスティール条項）をNDAのドラフト版から削除**

2024年10月25日

- 当社が米国独禁法上の課題に関する協議を申し入れて3週間後、ACTがJDAに基づき協議を進めることに同意**

2024年12月27日

- 返答に約1ヶ月を要する**
- 当社が提案した、米国独禁法上のリスクを直ちに解決したであろう**ACTによる米国事業の一括売却（Clean sweep）を拒否**
- 米国独禁法の具体的な解決策がないまま両社統合の最終契約に締結し、締結後にはじめて、一定数までの米国店内店舗をスピノフあるいは売却手続きを開始する、という当社に米国独禁法リスクの大部分を負わせる不十分な解決策を提案**
- 過去25年以上に渡り、本件の4分の1の規模の小売ガソリンスタンド（※）売却案件でさえも、承認されたケースは一つも無し**

※米国では多くのコンビニエンスストアがガソリンスタンドに併設されている

2025年1月24日

- 当社の要請を受け、価格は変わらないものの円建ての、拘束力のない第3次提案を提出
- 米国独禁法の問題に関して従前の不十分な解決策についてACTからの再提案は無し**。従って、ACTの提案によれば、問題解消措置のための契約の締結が先送りになることから、具体的な解決策のないまま両社統合の最終契約を締結することになる。その結果、承認が得られないことによるリスクが残ったままになるほか、当社は積極的な経営施策をとれない状況に2年以上もさらされるといふリスクを負うことに

2025年2月10日

- 再度NDAの締結を拒否し、既存のJDAに基づく情報のやり取りを提案**

2025年3月4日

- 当社と共に、売却パッケージに関する情報を買主候補に対して開示するためのNDAをドラフト
- 同NDAを複数の買主候補に送付